

吹田市第2次環境基本計画 改訂版 施策比較表

参考資料 2

目標	施策の柱	施策 No.	施策	旧計画					
				目標	施策の柱①	施策の柱②	施策 No.	施策	
【1】 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換	1 ライフスタイルや事業活動の転換促進	1	市民・事業者との連携・協働により日常生活や事業活動における地球環境に配慮した行動の普及促進を図ります。	1	1		1	日常生活や事業活動における地球環境に配慮した行動の普及促進を図ります。	
				3	1	2	1	公共交通の利用、エコドライブなど環境に配慮した交通のあり方について普及啓発を促進します。	
		2	低公害車・低燃費車の導入及び普及促進を図ります。	3	1	2	2	公用車への低公害車・低燃費車導入を進めます。	
				3	1	2	3	低公害車・低燃費車利用の普及啓発を行うとともに、補助制度の創設について検討します。	
		3	環境に配慮した事業活動への転換に向け環境マネジメントシステムの導入促進を図ります。						
		4	エネルギー多量消費事業者等とのネットワークの構築を進めます。						
			5	グリーン調達、グリーン購入の普及を図ります。	1	1		4	グリーン調達、グリーン購入の普及を図ります。
			6	吹田市役所エコオフィスプランに基づき、節エネルギーを進めます。	1	2		1	吹田市役所エコオフィスプランに基づき、省エネルギー活動を推進します。
	2 省エネルギー機器等の導入促進	1	市民・事業者との連携・協働により省エネルギー機器等の導入促進を図ります						
		2	家庭及び事業所における省エネルギー機器等の改修及び導入に係る促進策を講じます。						
		3	公共施設における省エネルギー機器等への改修及び導入を進めます。	1	2		2	公共施設における省エネルギー型機器への改修と導入を進めます。	
	3 再生可能エネルギーの導入拡大	1	再生可能エネルギーに関する啓発活動や情報提供を進めます。	1	2		5	自然エネルギーの利用について、普及促進を図ります。	
		2	市民・事業者との連携・協働により太陽光発電・太陽熱利用の普及促進を図ります。	1	2		5	自然エネルギーの利用について、普及促進を図ります。	
		3	再生可能エネルギー利用を拡大するため新たな導入促進策を講じます。	1	2		6	太陽光・太陽熱・風力など自然エネルギー利用を促進するための補助制度を創設するとともに、新たな促進制度について検討します。	
4		公共施設における再生可能エネルギー利用の導入促進を図ります。	1	2		3	公共施設における太陽光発電などの自然エネルギー設備の導入を図ります。		
【2】 資源を大切に する社会システムの 形成	1 発生抑制を優先する社会への転換促進	1	生ごみのたい肥化などに関する啓発活動や情報提供の充実を図ります。	2	1		5	ごみ減量・再資源化の実態について広報し、資源循環意識を啓発します。	
		2	市民団体や事業者との連携・協働により学校や地域の環境教育・環境学習の充実を図ります。						
		3	環境マネジメントシステムの普及や事業所向け啓発活動・情報提供活動の充実を図ります。	2	1		4	市民・市民団体によるリサイクル活動を支援します。また、事業者によるリサイクル活動に情報提供等を行います。	
		4	市民・事業者・行政のパートナーシップで、レジ袋削減・マイバッグ持参運動やエコイベントなどを推進します。	2	1		6	レジ袋及び容器包装プラスチック使用量の大幅な削減を推進します。	
	2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築	1	12種分別の徹底、ごみの減量や再資源化を市民全体に浸透させるための仕組みづくりを進めます。	2	1		1	12種分別を徹底し、ごみの減量・再資源化を推進します。	
		2	資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油などの拠点回収等の拡大など、リサイクル手段の拡充を進めます。	2	1		3	廃食用油の回収及び有効活用を進めます。	
		3	再生資源集団回収など、地域リサイクル活動の活性化を図ります。	2	1		4	市民・市民団体によるリサイクル活動を支援します。また、事業者によるリサイクル活動に情報提供等を行います。	
				2	1		5	ごみ減量・再資源化の実態について広報し、資源循環意識を啓発します。	
	3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進	1	廃棄物管理責任者等を通じた排出管理指導の強化を図り、事業者全体に排出者責任の意識を浸透させます。						
		2	事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者等への指導強化等により、リサイクルを促進します。	2	1		4	市民・市民団体によるリサイクル活動を支援します。また、事業者によるリサイクル活動に情報提供等を行います。	
		3	燃焼ごみ以外の搬入禁止を周知徹底するとともに、古紙等資源回収ボックスの利用を促します。	2	1		1	12種分別を徹底し、ごみの減量・再資源化を推進します。	
		4	除草ごみ、剪定枝の腐葉土化や堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など、市がごみ減量行動を率先します。	2	1		2	剪定枝などのチップ化や堆肥化、下水汚泥の肥料化や建設資材化を図るなど、廃棄物の有効利用を進めます。	
	4 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築	1	リサイクルや適正処理等の推進に適した分別収集体制を確立します。	2	1		7	廃棄物処理施設の整備・充実を図り、環境に配慮しつつ、廃棄物を適正に処理します。	
		2	施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムを構築します。	2	1		7	〃	
		3	ごみ減量を推進し最終処分量の削減に努めます。	2	1		7	〃	
	5 水資源の有効利用と健全な水循環の推進	1	雨水の有効利用を進めます。	2	2		1	雨水貯留タンクの設置を進めるなど、雨水の有効利用を進めます。	
		2	下水の高度処理水などの再利用を推進します。	2	2		2	下水道の高度処理水の活用を進めます。	
		3	節水型社会の形成に向け、意識啓発を進めます。	2	2		3	節水型社会の形成に向け、啓発と環境教育の推進に努めます。	
	【3】 健康で快適なく らしを支える環 境の保全	1 環境汚染防止対策の推進	1	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)をはじめ、環境汚染の監視体制の充実を図るなど、環境汚染を防止します。	3	1	1	1	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)をはじめ、環境汚染の監視体制の充実を図るなど、環境汚染を防止します。
					3	1	3	1	ダイオキシン類などの規制対象となっている有害化学物質の排出削減や未規制化学物質の使用実態の把握などにより環境汚染の未然防止対策を講じます。
2			日常生活における公害や環境汚染の防止について啓発します。	3	1	1	2	日常生活における公害や環境汚染の防止について啓発します。	
3			下水道の高度処理化や合流式下水道の改善を進めるなど、水環境の保全を図ります。	3	1	1	3	下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善を進めるなど、水環境の保全を図ります。	
2 環境美化の推進		4	遺伝子組換え実験等や病原体等及び放射性同位元素の取扱による環境影響の未然防止に努めます。	3	1	3	2	遺伝子組換え実験による環境汚染の未然防止に努めます。	
		1	緑あふれる未来サポーター事業を活用するなど、地域での自主的な道路や公園の美化活動を支援します。	3	2	1	1	すいた里親道路事業を活用するなど、地域での自主的な道路美化活動を支援します。	
				II	3		4	市民との協働により、公園環境美化をはじめ、花壇づくりの取組を行います。	
		2	環境美化推進重点地区の指定を進めます。	3	2	1	3	環境美化推進重点地区での喫煙禁止地区の指定を進めます。	
				3	2	1	2	違法簡易広告物撤去活動員とともに違法簡易広告物の除却活動を進めます。	
		3	市民・事業者と協力し、公共空間の環境美化を推進します。	3	2	1	4	市民・事業者と協力し、公共空間の環境美化を推進します。	
3 ヒートアイランド対策の推進				II	3		3	市民、事業者とともに環境美化を推進します。	
		1	打ち水やみどりのカーテンなど、身近に取り組めるヒートアイランド現象緩和の啓発に努めます。	3	2	3	1	打ち水など昔の知恵を活用する取組など、ヒートアイランド現象緩和の啓発を行います。	
		2	雨水浸透を進め、地下水の涵養を図ります。	3	2	3	2	雨水浸透を進め、地下水の涵養を図ります。	
		3	緑化、アスファルト対策などの蓄熱への対策、節エネルギー、省エネルギーの推進等による人工排熱への対策を進めます。	3	2	3	3	緑化、透水性舗装、省エネルギーにより、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。	
4 日照障害・電波障害対策				3	2	3	4	大規模駐車場で芝生を用いた緑化や小中学校の校庭芝生化などの緑化を推進します。	
		1	中高層建築物の日照障害等の指導要領に基づき、日照障害・電波障害の未然防止に努めます。	3	2	2	1	〃	

吹田市第2次環境基本計画 改訂版 施策比較表

参考資料 2

目標	施策の柱	施策 No.	施策	旧計画					
				目標	施策の柱①	施策の柱②	施策 No.	施策	
【5】 快適な都市環境の創造	1 景観まちづくりの推進	1	公共施設の整備等に当たっては、景観まちづくりにおける先導的な役割を果たすとともに、民間開発事業に対する誘導を図ります。	5	1		1	景観まちづくり計画に基づき、良好な景観づくりを推進します。	
		2	市民、事業者等への景観まちづくりに関する啓発や取組の支援に努めます。	5	1		2	良好な景観づくりに向け、公共事業における連携や調整を図り、先導的な役割を果たすとともに、民間事業の誘導・規制に努めます。	
	2 自動車に過度に依存しない交通環境整備	1	鉄道駅など公共交通機関に関わる施設等のバリアフリー化への支援を行います。	5	3		1	交通バリアフリー基本構想に基づき、駅舎、移動経路などのバリアフリー化を推進します。	
		2	鉄道やバスの乗り継ぎなど公共交通の利用に関する分かりやすい情報提供を図ります。	3	1	2	1	公共交通の利用、エコドライブなど環境に配慮した交通のあり方について普及啓発を促進します。	
		3	地域の実情に応じたきめ細かなサービスとしてのコミュニティバスの利用促進を図るなど、地域の公共交通環境の充実を図ります。	5	3		2	違法駐車や交通安全に関わる啓発を行い、交通マナーの向上を図ります。	
		4	市民・事業者との連携・協働により自動車依存生活からの脱却を目指し、自転車利用や歩いて暮らせるまちづくりを推進します。	1	1		2	公共交通の利用促進に向け、コミュニティバスの運行実験を行うなど、車から公共交通への転換可能性について調査します。	
	3 環境に配慮した開発事業	1	市域の開発に対し、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドラインなどの関連制度の適正な運用を行い、環境に配慮した建築物等の誘導策に取り組みます。	5	4		1	車依存生活からの脱却を目指し、自転車利用や歩いて暮らせるまちづくりを推進します。	
				5	3		4	自転車駐車場の整備やレンタサイクル事業などにより、車利用から自転車利用への転換を促進します。	
	重点プロジェクト	1 地球温暖化対策の推進	1	低炭素まちづくりの検討及び推進	1	2		4	バイオマスなど自然エネルギーの調査・研究を進めます。
					5	3		4	自転車駐車場の整備やレンタサイクル事業などにより、車利用から自転車利用への転換を促進します。
					1	2		1	吹田市役所エコオフィスプランに基づき、省エネルギー活動を推進します。
					1	2		2	公共施設における省エネルギー型機器への改修と導入を進めます。
2 ヒートアイランド対策の推進		2	公共施設における率先実行(節エネルギー、省エネルギー、低炭素エネルギー)	1	2		2	公共施設における太陽光発電などの自然エネルギー設備の導入を図ります。	
				3					
				4	2		5	自然エネルギーの利用について、普及促進を図ります。	
				1	2		6	太陽光・太陽熱・風力など自然エネルギー利用を促進するための補助制度を創設するとともに、新たな促進制度について検討します。	
				3	2	3	3	緑化、透水性舗装、省エネルギーにより、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。	
				3	2	3	4	大規模駐車場で芝生を用いた緑化や小中学校の校庭芝生化などの緑化を推進します。	
3 環境パートナーシップ(連携・協働)の推進		3	廃棄物処理関連施設包括的管理運営事業						
				4	2		3	緑化、透水性舗装、省エネルギーにより、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。	
				3	2	3	3	緑化、透水性舗装、省エネルギーにより、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。	
				3	2	3	3	緑化、透水性舗装、省エネルギーにより、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。	
				5					
				6					
4 学校での環境教育(エコスクール)の推進		1	活動や交流・連携の場を備えたプラットフォーム組織の形成・拡充の支援	II	2		1	市民・市民団体の自主的な環境保全活動の場や交流の場の整備を進めます。	
				II	3		6	事業者間の連携・協力を支援し、事業活動における環境配慮行動を推進します。	
		2	積極的な情報提供、相互情報の共有・活用		II	1		1	環境白書やホームページを活用し、環境情報を広く積極的に提供し、公開します。
					III	2		1	学校・園における環境学習支援を促進します。
					III	2		2	環境学習プログラムや教材の研究・開発を推進します。
					1	2		3	
					III	2		3	児童・生徒参加のもと小中学校・園に農園やビオトープなど授業に取り入れやすい自然体験学習の場を整備します。
					III	2		4	少年自然の家などを活用し、体験学習の機会づくりを進めます。
		5 地域における環境教育の推進	1	環境教育等促進法に基づく協働取組などの推進					
					II	2		2	市民・市民団体への顕彰制度を活用し、環境保全活動の支援を促進します。
					III	1		1	すいた環境教育フェアの開催により、市民・事業者と環境問題についての理解と協力を求め、環境に配慮したライフスタイルの確立やより良い環境づくりに向けた意識の高揚を図ります。
					III	1		2	各種イベントを通じて、環境保全意識の啓発を図ります。
III	3					1	環境教育の支援及び地域における実践活動を継続的に促進するため、人材の育成を図ります。		
5 地域における環境教育の推進	2	効果的なイベント(講習会・発表会、展示など)の開催	III	2		2	環境学習プログラムや教材の研究・開発を推進します。		
			III	2		2	環境学習プログラムや教材の研究・開発を推進します。		